

新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設での酸素濃縮器の賃貸借業務仕様書

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設療養者への酸素投与を目的とする。

2. 賃貸借機器

酸素濃縮器 10組（1組の内訳：酸素濃縮装置 FH-100/5L（酸素供給チューブ、
酸素鼻孔カニューラ、酸素フェースマスクを含む））

※酸素濃縮装置は同等品可、5L以上の機能を要するもの

3. 賃貸借期間

令和4年4月1日～令和4年9月30日

4. 賃貸借の場所

新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設（京都府が指定する場所）

5. 運搬手順等

- ・府が指定した日時に宿泊療養施設（機器の使用場所）に運搬し、機器の設置、適切な機器の使用の為の指導、助言等の技術的支援を行う。
- ・機器の使用中に、障害が発生した場合は、速やかに対応する。
- ・本機器の使用後、次の利用者が使用できるようにするため、利用者ごとに酸素濃縮器を点検し、次の利用者が使用可能なように消耗品の補充、消毒等準備する。消耗品の補充等を含め準備に係る経費は乙の負担とする。（1台あたり毎月2回想定）
- ・府の担当者と連絡を取り合い、府が指定した日時に現地から機器の回収を行うこと。

6. その他

本仕様書に関して疑義が生じた場合、甲乙協議の上、速やかに解決すること。